

令和5年度からStart! 福井県越前町へ定住する若者を全力で応援します!

奨学金の返還を 支援します!



えちぜん町未来へつなぐ奨学金返還応援補助金

補助金額

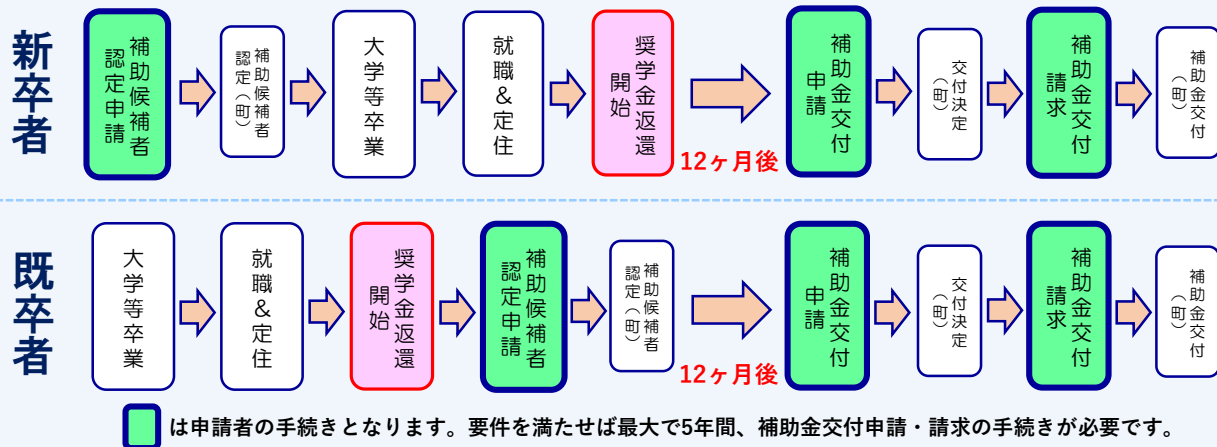
100万円 5年間(60ヶ月分)
最大

毎年度**20万円**上限に交付

まずは補助候補者の認定を受けることからスタート!

◎補助候補者の認定申請は随時受付しています。

◎最初の補助金交付申請・請求の手続きは、
補助候補者の認定を受けた後、12ヶ月分の
奨学金を返還した時点となります。



補助候補者 認定要件

※補助候補者の認定を受けることが最初の手続きとなります。

新卒者

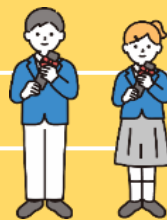
(当年度に大学等※1を卒業見込みの方)

又は

既卒者

(すでに大学等※1を卒業した方)

- 1 5年以上越前町に定住する意思がある方
- 2 大学等の就学のために貸与を受けた奨学金※2の返還を行う方
- 3 申請(認定)年度の翌年度4月1日時点で満30歳未満の方
- 4 補助金の交付申請時に事業所等に就業している方(自営業を含む。正規・非正規雇用、職種は不問。)



※1 大学、大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る)、専修学校(専門課程に限る)

※2 日本学生支援機構第一種・第二種奨学金または福井県大学奨学金など

他にも要件があります。詳細はお問い合わせいただくか、ホームページよりご確認ください。
申請時に必要な書類等については、裏面をご確認ください。



申請時に必要な書類

補助候補者認定申請時

【新卒者】

- ・ 補助候補者認定申請書(新卒者用) ※様式あり
- ・ 在学証明書
- ・ 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの

【既卒者】

- ・ 補助候補者認定申請書(既卒者用) ※様式あり
- ・ 大学等を卒業したことを証する書類
- ・ 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの
- ・ 奨学金の返還額が確認できるもの

補助金交付申請時

- ・ 補助金交付申請書 ※様式あり
- ・ 住民票の写し (続柄・世帯主・本籍を省略したもの)
- ・ 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの
- ・ 就労証明書 ※様式あり
(自営業等の場合は、確定申告書の写し)
- ・ 町税の完納証明書
- ・ 誓約書 ※様式あり



Q₁ この制度の目的は何ですか？

A₁ 奨学金の貸与を受けながら大学等で修学後、働きながら奨学金を返還している若者を支援し、町内での定住促進を目的としています。

Q₂ 大学等を中途退学しても対象になりますか？

A₂ 中途退学の場合は対象となりません。



Q₃ 補助候補者認定の申請期限はありますか？

A₃ 毎年度3月末を期限としますが、申請は随時受付します。まずは、要件を満たし、補助候補者として認定を受けることからスタートしますので、早く認定を受ければその後の手続きも早く行うことができます。

Q₄ 対象者の年齢制限はありますか？

A₄ 補助候補者の認定を受けてから12ヶ月分の奨学金を返還後に補助金の交付申請が可能となります。最初の交付申請年度の4月1日現在に満30歳未満であれば、当事業の対象となります。補助の要件が備わっていれば、途中で30歳を超えても5年間は申請することができます。

Q₅ 数年後、会社の転勤で住所を異動しなくなっていた場合はどうなりますか？

A₅ 補助の要件を満たさなくなったり、認定を取り消す場合もありますので、定住促進課までご相談ください。

Q₆ その他の事業で補助金を受け取った場合でも申請することはできますか？

A₆ 例えば、持ち家住宅新築促進事業で補助金を受給した場合でも申請は可能です。ただし、その他の奨学金返還補助を受ける場合は申請できません。